おおさか電動車協働普及サポートネット設置要綱

（目　的）

第１条　おおさか電動車協働普及サポートネット（以下「本会」という。）は、大阪自動車環境対策推進会議が令和３年６月に策定した「おおさか電動車普及戦略」に掲げる目標を達成するため、あらゆる主体が連携・協働して、電動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びハイブリッド自動車）の普及促進、充電設備・水素ステーションの整備促進及び関連製品・技術の普及促進等を図り、脱炭素社会・水素社会の実現に寄与することを目的とする。

（活　動）

第２条　本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項に取り組む。

(1)　電動車の普及促進に関する広報・周知啓発に関すること

(2)　電動車の導入に関する率先的な取組みに関すること

(3)　充電設備・水素ステーション等の整備促進に関すること

(4)　関連製品・技術の実証・普及促進に関すること

(5)　本会の活動により得られた成果等の情報発信・共有に関すること

(6)　その他電動車の普及に関すること

（会　員）

第３条　第１条の目的に賛同し本会に参加を希望する者は、事務局長の承認を受けて会員となることができる。

２　会員は、第２条に定める本会の活動に率先して実施または協力するものとする。

３　本会の参加に関する登録手続き等は、事務局長が別に定める。

（ワーキンググループ）

第４条　第２条に定める本会の活動を具体的に進めるため、個別テーマごとにワーキンググループ（以下「ＷＧ」という。）を設置することができる。

２　ＷＧは、ＷＧの設置を希望する会員（以下「ＷＧ幹事」という）と事務局が協議して設置する。

３　ＷＧの参画者は、原則として会員とする。ただし専門的な検討や審議等を要する場合で、事務局が認めた場合はこの限りでない。

４　ＷＧの事務は、ＷＧ幹事と事務局が分担して実施する。

５　情報の公開に関しては、必要に応じて、ＷＧで定める。

（費　用）

第５条　本会の会費は徴収しない。ただし、本会の活動に係る費用は、原則として、当該費用が発生する活動を行った会員が個別に負担する。

（退　会）

第６条　会員は、退会を希望する場合、事務局に退会届を提出し、任意に退会できるものとする。

２　事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなすことができる。

(1)　会員である団体が消滅したとき

(2)　会員との連絡が取れなくなったとき

（事務局）

第７条　本会の事務局は、大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課及び大阪府商工労働部成長産業振興室産業創造課に置き、脱炭素・エネルギー政策課長を事務局長とする。

附　則

この要綱は、令和３年11月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。